

著作権規則

JS 1-00-4

公益社団法人 日本経営工学会

(目的)

第1条 本規則は、公益社団法人日本経営工学会（以下、「本学会」という。）を介して公表される編集著作物及び個別の著作物に関する著作権の取り扱いについて取り決めるものである。

(用語の定義)

第2条 本著作物とは、本学会を介して公表される編集著作物及び個別の著作物であって、著作権法第2条第1項第1号に定めるものをいう。

2 本規則における著作権とは、著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。

3 本著作者とは、本著作物を創作した者であって、著作権法第2条第1項第2号で定める者をいう。

(著作権の帰属)

第3条 本著作物の著作権（以下、「本著作権」という。）は、国内外の別を問わず、原則として、第5条第1項に基づき、本学会に帰属する。

2 本著作者は、本著作権を本学会に帰属させることができない特別な事情がある場合、本著作物の投稿または寄稿時に、その旨を本学会あてに申し出るものとする。その場合の本著作権の取り扱いについては、本著作者と本学会との間で協議の上措置する。

第4条 経営システムに掲載が予定される著作物については、第3条の適用はなく、本著作者は本学会に対して本著作物の一切の利用を許諾するものとする。

2 経営システムに係る本著作物の利用契約は、本著作者が、本規則の内容を確認し、著作物利用許諾書に必要事項を記入し、署名したものを本学会が受領した段階で成立するものとする。

(著作権の譲渡)

第5条 本著作者から本学会への本著作権の譲渡は、本著作者が、本規則の内容を確認し、著作権譲渡書に必要事項を記入し、署名したものを本学会が受領した段階で成立するものとする。

2 本学会が著作権譲渡書を既に受領している本著作物が、本学会発行の論文誌等に掲載不可となった場合、あるいは本著作者が本著作物の本学会発行の論文誌等への掲載を辞退した場合には、その時点で本学会が保有する本著作物の本著作権を本著作者に対して返還する。

3 第5条第1項の譲渡の対価は、別に定める合意がない限り、無償とする。

(著作者人格権の不行使)

第6条 本著作者は、本学会と本学会が利用許諾する者に対して、以下の場合、著作者人格権を行使しない。

- 1) 翻訳及びこれに伴う本著作物の改変
- 2) 要約に伴う本著作物の改変
- 3) その他の本著作物の改変

- 2 本学会は、前項各号の改変について、本著作者の名誉を損なうことのないよう十分に留意するものとする。

(著作物の利用の許諾)

- 第7条 本著作者が、私的使用の目的のために、本著作者にかかる本著作物の全部または一部を著作権法第30条の範囲内で利用する場合には、本学会の許諾を必要としない。
- 2 本著作者が、私的使用以外の目的のために、本著作者自身の本著作物の全部または一部を利用する場合には、非営利目的であり、本学会の利益を不当に侵害しない限りにおいて、本学会の許諾を必要としないものとする。営利目的を有する場合には原則として事前に、著作物利用許諾申請書に従って、本学会の利用許諾を得なければならない。
 - 3 前項第2文の利用においては、原則としてその利用態様を可能な限り明らかにしなければならない。
 - 4 本著作者以外の者が、本著作物の全部または一部を利用する場合には、本学会の許諾を得なければならない。
 - 5 前項の許諾は、本著作者の承諾を得ずにすることができる。

(著作者の責任)

- 第8条 本学会が本著作権を有する本著作物の内容については、本著作者が創作に関与した部分については、本著作者自身が一切の責任を負うものとする。
- 2 本学会が本著作権を有する本著作物に関し、他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合には、本著作者が創作に関与した部分については、原則として、本著作者は、その解決のために本学会に協力しなければならない。
 - 3 本著作者は、前項の紛争により本学会に損害（弁護士費用、学会関係者の日当、交通費など）が生じた場合には、本学会に対して、本学会の受けた損害を賠償する責を負う。

(著作権侵害)

- 第9条 本学会及び本著作者は、第三者による本著作権の侵害の疑いのある事実を発見した場合には、速やかに相手方にその旨を通知するものとする。
- 2 第三者による本著作権の侵害があった場合には、本学会と本著作者との協議の上、その対応を決定するものとする。
 - 3 前項にかかわらず、本学会は単独で、その対応を決定することができる。

(例外的取り扱い)

- 第10条 本学会と他の学会等との協同活動による著作物の取り扱いについて、著作権について別段の定めがある場合、本規則に優先して適用されるものとする。
- 2 本学会を介して公表される編集著作物及び個別の著作物については、著作者が本学会員でない場合であっても本規則を適用するものとし、著作者は本規則を遵守しなければならない。

(既発行の著作物の取り扱い)

- 第11条 本規則の施行以前に、本学会を介して公表された編集著作物及び個別の著作物についても、

本規則を適用するものとする。ただし、本著作者から別段の申し出があり、本学会が当該申し出について正当な事由があると認めた場合、本学会と本著作者の協議により本著作権の帰属を決定することができる。

2 前項の申し出は、本規則実施日より12ヶ月以内に行わなければならない。

(規則の改廃)

第12条 本規則の改廃は総会の議決によって行い、経営システムに公示する。

(管轄)

第13条 本規則の準拠法は日本法とし、本規則に関する訴えは東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。調停、仲裁等についても同様とする。

附則

1. 本著作物には、以下のものを含む。
日本経営工学会論文誌、経営システム、大会予稿集
2. 本規則にいう著作物の公表は、以下によるものを含む。
 - 1) 印刷刊行物による公表
 - 2) 電子情報による公表 (CD-ROM等の記録媒体に限らず、オンラインによる提供形式も含む。)
 - 3) 講演会等による公表
 - 4) その他の手段による公表
3. 本規則に規定されていない事項については、著作権法に拠る。
4. 本規則は、本学会総会の議決があった日から施行し、平成23年5月28日より実施する。
5. 平成29年6月27日改正する。
6. 平成30年5月26日改正する。